

仕 様 書

仕様書番号 上第8改-4号

工 事 名 美佐野加圧ポンプ場更新工事

岐阜県建設工事共通仕様書及び

岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書を準用する。

御 嵩 町 上 下 水 道 課

美佐野加圧ポンプ場更新工事

特記仕様書

共通

岐阜県 御嵩町役場

特 記 仕 様 書 目 次

1. 総則.....	1
1.1 総括事項.....	1
1.2 書類の提出.....	2
1.3 工事保険等.....	2
1.4 保安及び衛生.....	3
1.5 事故防止.....	4
1.6 他工事との協調.....	4
1.7 測量.....	4
1.8 工事施工.....	5
1.9 既存施設との整合性.....	6
1.10 検査及び試験.....	6
1.11 打合せ会議.....	6
1.12 関連規定等の適用.....	7
1.13 準拠すべき図書.....	7
1.14 保証.....	8
2. 材料.....	9
2.1 一般事項.....	9
2.2 検査.....	10
2.3 発生品.....	10
3. 施工一般.....	11
3.1 荷造り及び輸送.....	11
3.2 障害物件の取扱.....	11
3.3 施設の保全.....	11
3.4 試験（調整）運転.....	11
3.5 工事対象の管理義務.....	11
3.6 後片付け.....	11
3.7 その他.....	12
4. 仮設.....	13
4.1 仮設計画.....	13
4.2 道路規制.....	13
4.3 工事用電力設備・用水・電話.....	13
4.4 排水設備.....	14
4.5 足場工、支保工.....	14

4.6 その他	14
5. 建設公害防止	15
5.1 統括事項	15
5.2 周辺対策	15
5.3 文化財保護	15

1. 総則

1.1 総括事項

- 1) 本特記仕様書は、御嵩町建設部上下水道課（以下「発注者」という。）が発注する「美佐野加圧ポンプ場更新工事」（以下「本工事」という。）に適用するものである。
- 2) 本工事は、すべて「約款（工事）」並びに「本特記仕様書」、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「設計書」、「設計図」及び「工事数量表」によって施工し、その順序、方法については特に明記のない限り、発注者が指定する監督員（以下「監督員」という。）の指示に従うものとする。
- 3) 本特記仕様書は、特記事項のみを示したものであり、本特記仕様書に規定する以外は日本水道協会「水道工事標準仕様書」（２０１０）、土木学会「コンクリート標準示方書」、「岐阜県建設工事共通仕様書」、「岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（公共建築協会）」、「公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（公共建築協会）」、「公共建築工事共通仕様書（公共建築協会）」その他関係諸法律、法令、条例、規則等によるものとする。諸法令への適合は、受注者の負担と責任において行わなければならない。
- 4) 仕様書（県、国土交通省、厚生労働省の関連仕様書を含む）、設計書及び設計図書等に関する疑義は、入札前の質疑応答書をもって確かめておかなければならない。疑義が生じた場合はすべて発注者の解釈によるものとする。
- 5) 本工事のために、発注者が準備した以外の用地を必要とする場合は受注者の責任と負担で準備しなければならない。
- 6) 仕様書、設計書及び設計図等に明記されていないもの、又は相互符合しないものがある場合には、監督員と受注者との協議にて定めるものとする。
- 7) 材料、機械あるいは工法等が第三者の所有する特許権に抵触する場合は、その使用に関して必要な手続を受注者の責任と負担により行うこと。万一、これを侵害した場合は受注者の責任でこれを解決しなければならない。
- 8) 本工事施工に必要な関係官公署、その他の者に対する手続きは受注者において迅速に処理するとともに、その結果を監督員に報告しなければならない。また関係官公署、その他の者に対して交渉を要する時、もしくは交渉を受けた時は遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。これらに関する費用は受注者の負担とする。

1.2 書類の提出

- 1) 受注者は、指定の日までに発注者の定める様式による書類を提出しなければならない。
- 2) 受注者は、契約締結後、速やかに現場代理人届、主任技術者届（経歴書を含む）または監理技術者届（経歴書を含む）を監督員に提出しなければならない。
- 3) 受注者は、あらかじめ次の承諾図を提出し、監督員の承諾を得た後製作施工しなければならない。

- ① 製作仕様書
- ② 機器製作図
- ③ 施工図
- ④ 使用材料表
- ⑤ 技術資料その他、監督員が指示するもの

- 4) 工事に使用する材料の各種試験成績書を提出しなければならない。
- 5) 受注者は、監督員の指示に従って、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、これを電子データとして CD-R に納めて監督員に提出しなければならない。また、写真を出力したものについても添付しなければならない。

6) 工事竣工図書の作成

受注者は、工事完了後、監督員の指示する様式により竣工図を作成し、下記の図書を提出しなければならない。

- | | |
|------------------|------------|
| ① 工事完成図 | 3 部 |
| ② 各種機器試験成績表 | 3 部 |
| ③ 各種機器取扱説明書 | 3 部 |
| ④ 工事写真帳(CD-R) | 2 部 |
| ⑤ 予備品明細書 | 3 部 |
| ⑥ その他、監督員が指示するもの | 監督員が指示する部数 |

7) 官庁提出書類等の写し

- 1) 各種手続き並びに許認可等の書類の写し
- 2) その他、監督員が指示するもの

1.3 工事保険等

1) 建設労災補償共済に加入

建設労災補償制度への加入証明書等を契約後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。

2) その他保険についても必要なものは加入すること。

（保険期間は、原則として工事着工日から工事最終日+14 日以上とする。）

1.4 保安及び衛生

- 1) 本工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従って適当な諸施設とし、火災、盗難その他事故防止に注意しなければならない。受注者は、工事施工に対して労働関係法規を守り、労働関係官庁に対して一切の責任を負うものとする。
- 2) 受注者は全工事を期限内に無事故で完成する方針の基に安全衛生管理を推進すること。推進については監督員の指導方針に従い全作業員が、安全かつ生産の意義を正しく理解し、作業のすべてに安全が十分に活かされるよう最善をつくすものとする。そして安全衛生管理組織表を提示し、作業員に周知徹底し、安全作業を実施すること。
- 3) 現場内は常に整理整頓し、一部工事を終了した時はその部分ごとに後片付け清掃を行い、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- 4) 本工事の夜間作業を行う場合には、照明その他の保安設備を設けなければならない。
- 5) 本工事施工場所を明示する、標識及び現場の安全維持に必要なすべての設備を設けなければならない。
- 6) 台風、豪雨等風水害に対する万全の措置を講じなければならない。
- 7) 受注者は、工事施工のため交通を禁止あるいは規制するときは、関係官公署と十分協議して指示を得て必要な手続き及び適切な箇所に指定の標示をするとともに、事故防止に万全を期さなければならない。また、その他工事施工に必要な関係官公署への手続きも同様に、受注者の負担において速やかに処理しなければならない。
- 8) 工事施工のための交通を禁止あるいは規制するときは、周辺住民等への影響に十分配慮すること。

1.5 事故防止

- 1) 受注者は、工事の施工に際し、公衆の生命身体若しくは財産に関する危害又は迷惑を防止するため必要な措置を講ずること。
- 2) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- 3) 工事用機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を行い、運転に当たって操作を誤らないようにすること。
- 4) 工事期間中、資材、コンクリート、土砂等の搬出入口には工事期間中、必ず交通整理員あるいは保安員を配置して、安全を期すること。
- 5) 工事施工中、万一事故が発生したときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について直ちに監督員に報告すること。
- 6) 工事着手時には改めて埋設物の布設状況を確認すること。
- 7) 工事施工中に発生する汚濁水（浮遊物質（SS）や pH 等）の排水については、各管理者や行政等関係機関に確認を行ったうえで、必要な措置を講ずること。
- 8) 工事中、受注者の不注意やその他の原因で作業員が死傷した場合は、その責任は一切受注者の負担とする。

1.6 他工事との協調

- 1) 受注者は、関連業者との連絡を密にし、工事の進捗を図るとともに工事限界部分については、相互に協力し全体として調和のとれた施設となるように努力しなければならない。また、重要給水施設配水管布設替工事やその他監督員が指示する他工事と協調（工事の施工時期、高次元階部分の確認等）を図らなければならない。
- 2) 特に、同一構内及び同一構造物内で行われる種類の異なる工事は、施工順序、施工時間、関連箇所の施工方法等について十分打合せの上、支障のないよう工事の進行をはかること。

1.7 測量

- 1) 受注者は、工事施工着手前に用地境界を確認し、また必要な測量をしなければならない。
- 2) 基準点は監督員の指示するものを用いなければならない。
- 3) 基準点に変動を与えてはならない。もし、移動の必要を生じた場合は監督員の承認を受けてその立会いの下に行い、成果表を提出するものとする。
- 4) 遣方及び丁張等、施工の基準となる仮施設は、受注者が設置し、監督員の指示を受けなければならない。特に指示する遣方は工事の竣工検査まで保存するものとし、もし、き損又は亡失の場合は新たに設置して監督員の再検査を受けなければならない。
- 5) 測量の結果設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 6) 受注者は、工事完了時に用地境界を確認し、その成果を監督員に提出しなければならない。

1.8 工事施工

- 1) 受注者は、常に工事の進行状況について把握し、予定の工事工程と実績とを比較して工事の円滑な進行を図ること。
- 2) 受注者は、工事の出来高、品質等がこの仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- 3) 施工上、製作図、施工図、詳細図、設計図等を必要とする場合は、これらを作成の上、監督員の承諾を得ること。
- 4) 受注者は、工事着手にさきだち現地の状況、関連工事その他について綿密な調査を行い、十分に実状を把握した上で工事を施工しなければならない。
- 5) 受注者は、監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等、適切な措置を講ずること。
- 6) 試験調査に際しては、あらかじめ試験調査計画書を提出し、監督員の立会の上で行うこと。
- 7) 試験調査は原則として、監督員及び受注者の両者立会いの下で行うこと。
- 8) 試験結果の報告は、速やかに作成し、監督員に提出して、その確認を受けること。
- 9) 本工事は、機器を切り替える方法等について制約があるため、厳守すること。
詳細については、各工種の特記事項を参照すること。
- 10) 配管、機器類には、監督員の指示した名称、流れ方向等を明記すること。
- 11) 受注者は、工事にあたり、機器据付、試運転等に必要な技術員及び特殊技術を要する作業には、熟練者を派遣してこれを行うものとする。
- 12) 受注者は、工事を一括下請けさせてはならない。ただし、やむを得ない理由により下請けさせようとするときは、事前に本町の承認を得なければならない。

1.9 既存施設との整合性

本工事の承諾図作成及び工事施工時には、土木、建築、機械、電気の既存施設との整合性に留意し、完成後運転操作に支障を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

特に電気設備について、動力設備、受変電設備、計装設備、自家発電設備は既設のままである。よって、本工事により設計図に明記ない事項によって既存施設の設計思想・維持管理方法及び完成後運転操作に支障（問題）を来すことのないよう十分配慮して工事を進めなければならない。

また、上記に該当する事項についてあらかじめ予測される問題については十分に監督員と協議し、承諾を得た後、施工すること。

1.10 検査及び試験

- 1) 検査及び試験は、工事検査、現場検査及び官庁検査の3種類とする。詳細については、本町と打ち合わせて決定する。
- 2) 受注者は、各工程の主要な工事段階の区切り等には、段階的に監督員の検査を受ける。検査を要する段階、検査方法については事前に監督員と協議を実施して決定すること。また、本仕様書に明記していない事項においても、監督員、発注者が指定する検査官（以下「検査官」という。）が必要と認めた場合は、各種の試験、検査を行うことが出来るものとする。特に施工後に検査が不可能もしくは、困難な工事、または調査を要する場合で本町監督員の指示するものは監督員の立会を受けること。ただし、軽微なものや承諾図で確認ができるもので監督員の承認を得た場合は省略することができる。
- 3) 各種試験は原則として監督員の立合いの上実施するものとし、検査日時、検査場所、検査方法は検査実施日より10日前に書類を持って必要事項を記入の上監督員に提出すること。
- 4) 工場検査及び試運転は、発注者への納入品以外のものであってはならない。
- 5) 据付け完了後は、監督員の立合いの上、総合試験及び各種検査を実施するものとする。試運転実施日及び期間については、監督員の指示によるものとし、試運転成績書は速やかにまとめて必要部数発注者に提出すること。
- 6) 試験に要する費用は、全て受注者の負担とする。

1.11 打合せ会議

受注者は、本町が主催する工程、設計及び検査等の打合せ会議に出席しなければならない。

1.12 関連規定等の適用

受注者は、仕様書に記載する各種工事を「1.13」に挙げた各種仕様書類に記載されている諸法令の他、下記の法令・規定等に従い誠実にしてかつ安全に施工を行うものとする。

- 1) 電力会社供給規程
- 2) 電気設備技術基準
- 3) その他関連規格、関連法令、条例並びに県条例

1.13 準拠すべき図書

受注者は、仕様書に記載する各種工事を「1.13」に挙げた各種仕様書類に記載されている図書の他、下記の図書に準拠して誠実かつ安全に施工を行うものとする。

- 1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- 2) 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- 3) 道路橋下部構造設計指針－くい基礎の設計編－（日本道路協会）
- 4) 水理公式集（土木学会）
- 5) 土工学ハンドブック（土木学会）
- 6) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- 7) 鉄筋コンクリート構造計算基準、同解説（日本建築学会）
- 8) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準、同解説（日本建築学会）
- 9) 建築基礎構造計算基準、同解説（日本建築学会）
- 10) 特殊コンクリート造関係設計基準、同解説（日本建築学会）
- 11) 鋼構造計算基準、同解説（日本建築学会）
- 12) 建設大臣官房官庁営繕部監修（最新版）「工事共通仕様書」
（特記に記載のないものは本仕様書による）
- 13) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図（公共建築協会）
- 14) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 公共建築工事標準仕様書（公共建築協会）
- 15) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（公共建築協会）
- 16) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（公共建築協会）
- 17) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
公共建築設備工事標準図 電気設備工事編（公共建築協会）
- 18) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
公共建築設備工事標準図 機械設備工事編（公共建築協会）
- 19) 空気調和衛生工学便覧（空気調和、衛生工学会）
- 20) 土木製図基準（土木学会）

- 21) 道路技術基準（国土交通省）
- 22) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- 23) 港湾構造物設計基準（日本港湾協会）
- 24) 河川管理施設等構造令及び河川管理施設等構造令施行規則
- 25) 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- 26) 都市局所管補助事業実務必携（国土交通省）
- 27) 工場電気設備防爆指針（厚生労働省）

1.14 保証

本工事の保証期間は、供用開始後 2 年とし、この期間内の取扱の過誤または天災等によらない故障が発生したとき、受注者はすみやかに修理または取り替えを行わなければならない。又、保証期間以降であっても当然受注者の責任に帰する施工及び作成不良が明らかとなった場合は、受注者は誠意をもってその修繕又は新品と交換しなければならない。

2. 材料

2.1 一般事項

- 1) 本工事に使用する材料はすべて受注者が調達するものとする。
- 2) 各種材料は、特に指定するもの以外は、日本産業規格（以下「JIS」という。）、日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）、電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC」という。）、日本電機工業会規格（以下「JEM」という。）、電気設備技術基準、電気用品安全法等に適合しなければならない。また、放射性物質に汚染されていない材料を使用しなければならない。
- 3) 主要材料の購入に当たっては、その仕様については、監督員と十分打合せを行い、承認・承諾を受けなければならない。選定にあたっては、既設機器・部材と同等以上の技術水準や品質が保たれ、かつ、水道用機器・部材としての実績が既設と同等以上でなければならない。
- 4) 使用材料のうち、調査を必要とするものについては、監督員の立会いを得て調査すること。ただし、監督員が適切と認めた場合は、見本検査によることができる。
- 5) 加工して使用する材料については、加工後に監督員の検査を受けるものとする。
- 6) 工事用材料の合格品は、指定の個所に受注者の責任において変更、不良化しないよう保管すること。
- 7) 工事用材料は工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入すること。
- 8) この工事に使用する機械器具及び材料は、本町の承認する業者の製品とし同種製品の同種部品は、完全な互換性のあるものでなければならない。
- 9) 電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用するとともに、設置地区電力会社が形式を制定したものは、これによらなければならない。
- 10) 現場組立及び調整試験については、特に熟練した技術者を派遣し、組立調整試験を行うこと。

2.2 検査

- 1) 工事用材料は、使用前にその品質、寸法等又は、見本品の検査を受け、合格したものでなければならない。
- 2) 材料検査に際して受注者はこれに立会うものとする。立会わない場合、受注者は検査に対し、異議を申し立てることはできない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えなくなったものは所定数量に算入しない。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時に損傷、変質したときは、新品と取り替え、再び、検査を受けるものとする。
- 5) 一旦納入し監督員の承諾を得た資材は、監督員の許可なくして場外に持ち出してはならない。
- 6) 不合格品は、直ちに現場から搬出すること。
- 7) 監督員が必要と認めたときは、公共または権威ある試験所その他の機関の材料試験成績書及び検査合格証明書を提出するものとする。
- 8) 工場検査を省略された機器材料についても、監督員の指定したものについては試験成績書を提出するものとする。

2.3 発生品

- 1) 工事施工により生じた現場発生品については、数量、品目等を確認し、所定の手続により整理しておくこと。ただし、監督員の指示する場合はこの限りではない。
- 2) 発生品の保管は、その都度監督員の指示に従うこと。
- 3) 発生品は、工事の完成日までに監督員の指定する場所に運搬すること。なお、運搬に当たっては、赤さび等が飛散しないように荷台にシートをかぶせること。
- 4) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票（マニフェスト）の写しにより、適正に処理されていることを確認するとともにその写しを監督員に提出しなければならない。また、受注者は、最終処分が終了した旨が記載された廃棄物管理票の写しの送付を受けないときは、速やかに状況を把握するとともに、適正な処置を講じなければならない。

3. 施工一般

3.1 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品には、その旨を明記し、適当なる転倒防止の方法を講じるものとする。

3.2 障害物件の取扱

工事中、障害物件の取扱及び取りこわしの処理については、本町監督員の指示または承諾を受けるものとする。

3.3 施設の保全

工事中は人畜、構造物、田畑、耕作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償または原形に復するものとする。これらの処理に対し、後日、苦情申し立ての因を残さぬよう十分注意するとともに、同意書、領収書等その証となる書類の写しを水道部に提出しなければならない。

既設構造物を汚染及びこれらに損傷を与えたときは受注者の責任で復旧しなければならない。

3.4 試験（調整）運転

1) 試運転調整

受注者は、工事完了後関連土木、建築工事及び各設備工事の施工業者と連絡を密に取り、設計機能が完全に発揮されるまでの間、施設全体の試運転調整に協力する義務を負うものとする。

2) 運転指導

受注者は、工事対象物の設備について本町が指定する時期及び指定する期間、その取扱について実施指導を行う義務を負うものとする。その費用については受注者の負担とする。

3.5 工事対象の管理義務

工事が完成し、引き渡し完了まで工事対象物の保管責任は受注者が行うものとする。

3.6 後片付け

工事終了後、受注者は本町監督員の指示に従い、すみやかに不要材料、仮設物、機械類を撤去し、跡地清掃するものとし、その後に竣工検査・引渡しに臨むこととする。

3.7 その他

- 1) 受注者は、仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも施工上、技術上当然必要と認められる個所は受注者の責任において行わなければならない。
- 2) 本仕様書に記載されている仕様を変更する場合は、本町に変更理由及び性能等の資料を提出し、承認を得た場合のみ使用することができる。

4. 仮設

4.1 仮設計画

- 1) 受注者詰所、工作小屋、材料置場、便所等の必要仮設物を設ける場合は、設置位置その他について本町監督員の承認を受けること。
- 2) 工事着手に当たって現場をよく把握し、他工事受注業者とも十分協議の上、仮設計画書を作成提出し、監督員の承認・承諾を受けること。
- 3) 仮設計画書は、前項の施工条件を満足する工事工程表、使用機械計画書、工事用道路、工事用電力及び用水設備、排水設備、水替工等を添付すること。
- 4) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所等は、建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い防火構造または不燃材料等でおおい消火器を設けること。
- 5) 監督員が仮設工の必要箇所、体裁等について指示した場合は、迅速に施工すること。
- 6) 仮設構造物は常時点検し、必要に応じて修理補給するとともに、その機能を十分発揮できるようにすること。工事用足場等を設ける場合は、堅ろうかつ安全に設け、特に安全維持に注意すること。
- 7) 上記各項の仮設物等に要する一切の費用は、受注者負担とする。

4.2 道路規制

- 1) 工事期間中の道路（交通）規制は、必要最小限とする。
- 2) 規制時期、時間、規制内容については関係機関（近隣住宅、企業、警察、本町建設課）との事前調整を実施し、安全を確保した上で施工すること。特に NGK アドレック株式会社との調整については、設計段階での協議内容を踏まえて実施すること。
- 3) 上記道路の補修費は、受注者が負担するものとする。

4.3 工事用電力設備・用水・電話

- 1) 現場において電力（動力及び照明）を使用する場合の電力設備費、電力料金、維持管理費、関係諸官庁等への手続に要する費用等の一切を受注者が負担するものとする。
- 2) 施工に当たっては、「電気設備技術基準」等関係諸法規を遵守し、かつ、工事終了後は速やかに撤去しなければならない。
- 3) 電力設備には感電防止漏電遮断器を設置し、感電防止に努めること。
- 4) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものは、必ず柵、囲い、覆い等、感電防止を行うこと。
- 5) 本工事及び検査に使用する用水設備は、一切受注者の負担において行うものとする。
- 6) 本工事及び検査に使用する電話設備は、一切受注者の負担において行うものとする。

4.4 排水設備

- 1) 工事用排水、常時の排水、塗料・劣化部の除去物、豪雨時の排水を十分考え、現場の地形、状況をよく調べた上で、仮設計画を行わなければならない。
- 2) 水替は、工事の施工及び周辺の排水に支障を来さないよう、必要に応じて昼夜にかかわらず実施すること。
- 3) 放流にあたっては、必要に応じて関係者と十分協議し、支障をきたさぬよう留意すること。

4.5 足場工、支保工

- 1) 足場工、支保工は、十分な支持力を有し、振動等で狂いを生じないよう堅固に設置するもので、その構造図及び計算書を監督員に提出し、承認・承諾を得ること。

4.6 その他

資材置き場、現場事務所などは、監督員と協議すること。

5. 建設公害防止

5.1 統括事項

- 1) 工事に伴う騒音、振動あるいは土埃り等の建設公害の発生に対する配慮を十分にし、仮設計画図に明示し、監督員の承認・承諾を受けるものとする。また、周辺住宅からの苦情に対し誠意ある対応を行うものとする。
- 2) 工事期間中の周辺既設構造物への影響の有無を確認するため、関係各所との事前協議内容を踏まえ対象施設の管理者と十分協議すること。
- 3) セメント及びセメント系固化材を使用する場合、岐阜県建設工事共通仕様書にしたがって六価クロム溶出試験を実施すること。

5.2 周辺対策

- 1) 工事場所の周辺は住宅地域であるため、住宅地域の環境を勘案して注意すること。
- 2) 公道内の施工であるため、施工期間中は道路面の沈下又は膨れに注意し、異常が認められる場合は、直ちに工事を中断し、その状況を監督員に報告するとともに、対策について協議すること。
- 3) 本工事で地盤改良を実施する場合、施工前後で近接民家に対して屋外家屋調査を実施すること。
- 4) 使用する重機により特定建設作業に該当する場合は事前届出を行うこと。また、工事中の騒音・振動規制については監督員に確認すること。

5.3 文化財保護

- 1) 本工事の際に古墳等関連の文化財が発掘された場合、ただちに工事を中断し、状況を本町教育委員会まで報告すること。その後の対応は、教育委員会の指示に従うこと。
- 2) 文化財の処置については、発注者が当該埋設物の発見者としての権利を有する。

美佐野加圧ポンプ場更新工事

特 記 仕 様 書
ステンレス鋼板製配水池

岐阜県 御嵩町役場

目 次

第1章	総 則	1
第1節	一般事項	1
第2節	共通事項	4
第2章	配水池本体工	5
第1節	概 要	5
第3章	検 査	7
第1節	材 料 検 査	7
第2節	溶 接 検 査	7
第3節	中 間・完 成 検 査	7
第4節	他 事 業 体 の 検 査	7

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様書は、御嵩町「美佐野加圧ポンプ場更新工事」のうち、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、一般監督員または総括監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間成形ステンレス鋼形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼溶加棒, リットワイヤ及び鋼帯
	JIS Z 3323	ステンレス鋼アーク溶接 フลัก入りワイヤ及び溶接棒

(2) 指針

建築基準法施行令 ・ 国土交通省告示

鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)

建築設備耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター)

鋼製石油貯槽の構造 (全溶接製) JIS B 8501 ((財)日本規格協会)

1.1.3 施工適用

(1) 配水池本体築造工

- (ア) 底 版 工 部材全溶接及び不動態化处理。
- (イ) 側 版 工 //
- (ウ) 屋 根 版工 部材全溶接及び不動態化处理。屋根補強材組立て。
- (エ) 付 帯 工 マンホール・通気口・タラップ・内部配管・手摺・歩廊等の取付。

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、受注者は、仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及び設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 提出書類及び図面

受注者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 計算書 (資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書)

(2) 図 面

- (ア) 各種製作承認図 (工場並びに現場製作品)
- (イ) 各種配管、据付施工図面
- (ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.6 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.7 保 証

工事完成引渡し後、2 年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

第2節 共 通 事 項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体

(ア) 側版構造は、ステンレス板をベンディングローラーで成形した部材を溶接にて接合し、組立てたものとする。

(イ) 配水池の材質は屋根板と側気相部上部 2 段を SUS 329 J4L とし、その他は SUS 304 とする。

(ウ) 水槽の構造は、側板本体のみで構成するもので、すべて溶接とする。また、天井はドーム構造とし内部に補強は無いものとする。

(2) 附属施設

(ア) 配管材質は SUS 製とし、パネル貫通部は溶接する。

(イ) 内タラップは、SUS329J4L・SUS304 とし、外タラップは SUS304 とする。

(ウ) マンホール及び搬入口は SUS329J4L とし、各々かぶせ蓋型の施錠式とする。

1.2.2 施 工

(1) ステンレス配水池

(ア) 部材の現地組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化处理（酸洗：ラスノン等）を行う。

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

本工事は、配水池を示すもので、構造はステンレス鋼板製の全溶接円筒縦型貯水槽であり、固定屋根を持ち貯槽を支持するための十分な支持力があり、かつ均質な基礎を設けた地上で本体を溶接組立設置する。

(1) 構造形式

ステンレス鋼材をTIG溶接により、組み立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 3821の試験に合格した者でなければならない。

(2) 配水池仕様

(ア)	容 積	40.0 m ³
(イ)	寸 法	φ4500×3352H
(ウ)	HWL	+ 163.9
(エ)	LWL	+ 161.3
(オ)	耐 震	Kh2 = 0.82(1種地盤時)
(カ)	その他	設計図による。

(3) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯、JIS G 4321 建築構造用ステンレス鋼材による SUS329J4L、SUS444、SUS304、SUS304A」 板厚 1.5～6.0 mm

(4) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼溶加棒、リッドワーク及び鋼帯、JIS Z 3323

ステンレス鋼アーク溶接 フラックス入りワイヤ及び溶接棒」による。

(5) 溶接施工要領

(ア) 底板、側板、屋根板及び補強材の接合は、原則として TIG 溶接によるものとする。

(イ) 各部の継手形式は下記を原則とする。

- ① アニュラプレート相互の接合：突き合わせ継手
- ② アニュラプレートと底板の接合：重ね継手
- ③ 底板相互の接合：重ね継手
- ④ アニュラプレートと側板の接合：T 型継手
- ⑤ 側板相互の接合（長手）：突き合わせ継手
- ⑥ 側板相互の接合（周）：突き合わせ継手
- ⑦ 屋根板とラフタ当て板の接合：重ね継手

(ウ) 突き合わせ継手部は突き合わせ溶接、重ね継手部および T 型継手はすみ肉溶接とし、漏水及び腐食の原因とならないよう施工するものとする。

(エ) 突き合わせ溶接部の施工は下記を原則とする。

- ① 側板：両面溶接
- ② 底板：片面溶接
- ③ 屋根板：片面溶接

(オ) 突き合わせ溶接を行う鋼板については溶接のための開先加工を行うものとする。
側板は長辺方向および短辺方向のいずれにおいても開先加工を施し、さらにアニュラプレートについても開先加工を行うものとする。

(カ) 側板は、下段板に上段板を重ねる積上げ方式を原則とし、継手部は水密性及び施工性を考慮した構造とする。

(キ) 溶接後は、規定の溶接検査を実施し、不動態化処理を行うものとする。

第3章 検 査

第1節 材 料 検 査

監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。

第2節 溶 接 検 査

溶接部の溶接検査は、非破壊検査を行う。

底板、側板、天井板、内部配管溶接において溶剤除去性染色浸透探傷試験検査を実施したうえで、側板溶接部のＴクロス部については全個所数の20%を対象に放射線透過試験を行う。

最終検査として水張り検査を行うこと。水張り後 60 分以上保持して水漏れが無いことを確認する。

第3節 完 成 検 査

検査は、検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、受注者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが受注者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第4節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。

美佐野加圧ポンプ場更新工事

特記仕様書

土木工事

特 記 仕 様 書
目 次

1. 総則.....	1
2. 施工一般.....	1
2.1 土工事	1
2.2 コンクリート工事.....	2
2.3 鉄筋.....	4
2.4 型枠.....	5
2.5 金物.....	5
2.6 配管.....	5
2.7 弁類等	5
2.8 特殊弁（水位調整弁）	6
2.9 土留壁工事.....	7
2.10 配水池	7
2.11 進入路	8

1. 総則

本特記仕様書は、御嵩町建設部上下水道課（以下「発注者」という。）が発注する「美佐野加圧ポンプ場更新工事」（以下「本工事」という。）に適用するものである。

2. 施工一般

2.1 土工事

- 1) 整地、切土、盛土は設計図に従って仕上げるものとする。ただし、天候、地質等により定規図により難い時は、監督員の承認・承諾を受けて変更することができる。
- 2) 床付の掘削に当たっては、掘り過ぎに注意すること。万一掘り過ぎた場合には、監督員の承認・承諾を得て受注者の負担で切込碎石等を充填して、元の地盤と同等以上に締固めをすること。
- 3) 機械掘削は、原則として施工基面までとし、その後人力床付工を行わなければならない。
- 4) 埋戻し及び盛土用の土は、一度監督員の指示する場所に仮置きし、必要に応じて運搬し、埋戻し及び盛土をするものとする。
- 5) 埋戻し及び盛土は、一層 30 cm以下に敷均し、十分締固め、必要に応じて適切な余盛をしなければならない。ただし、余盛の厚さは、監督員の指示によらなければならない。
- 6) 埋戻しに使用する材料については、指定された材料を用いることとするが、状況によっては監督員の指示により変更することもあり得る。
- 7) 埋戻しに当たっては、埋設管、構造物の位置、高さを確認し、重機のみにて埋戻しをすることは絶対避けること。
- 8) 残土は、特に運搬個所を指定するもののほかは、すべて受注者の責任において自由処分とする。
- 9) 運搬に当たっては、過積載を行わないことはもちろんのこと、荷台にシートをかぶせる等、土砂をまき散らさないよう注意すること。
- 10) 処分地は、災害等を防止するための必要な措置を講じること。

2.2 コンクリート工事

- 1) コンクリート工事は、土木学会「コンクリート標準示方書」（最新版）に準拠し、配合、打設方法、養生方法並びに打継目の位置等に留意して、配置等ひび割れ制御には万全を期すこと。
- 2) 本工事に使用するコンクリートは、レディミクストコンクリート（Ａ種）（以下「レミコン」という。）とする。
- 3) レミコンは、ＪＩＳ－Ａ－５３０８によること。
- 4) 粗骨材は砂利又は碎石とし、ＪＩＳ－Ａ－５００５に適合したものとする。
- 5) 受注者は、あらかじめ下記の設計条件を考慮して、示方配合案を作成し、監督員の承認を得ること。コンクリートの種類は、鉄筋コンクリート、無筋コンクリート、均しコンクリートとし、それらの配合は仕様書による。また、混和剤を使用する場合は、監督員の承認・承諾を得ること。
- 6) テストピースは各３個以上とすること。なお、コンクリートの試験費はすべて受注者の負担とする。
- 7) 施工するに当たり、コンクリートの打設方法、打継目の処理方法、その他を記載したコンクリート打設計画書を提出し、監督員の承認・承諾を得ること。また、打設計画書には、特に以下の事項について検討し、ひび割れ制御に万全を期さなければならない。
 - (Ⅰ) 打ち込み区画、順序
 - (Ⅱ) 運搬、打ち込み方法、打ち込み時間(時間当たりの打ち込み量)
 - (Ⅲ) 施工目地位置と方法
 - (Ⅳ) 養生の期間及び方法
 - (Ⅴ) その他、監督員が必要と認めたもの
- 8) コンクリート打設
 - (Ⅰ) コンクリートの打設は、あらかじめ監督員より鉄筋、型枠の検査を受け、合格した後とする。
 - (Ⅱ) コンクリートを受け取るホッパー及び運搬設備、その他工具類はすべて清掃を行い、清掃に用いた水が型枠内に流れ込まないように注意しなければならない。
 - (Ⅲ) コンクリートの運搬又は打設中に、材料の分離を認めたコンクリートは使用してはならない。
 - (Ⅳ) 伸縮、施工継手における止水要領については、あらかじめ監督員の承認・承諾を得ること。
 - (Ⅴ) 一区画内のコンクリートは、これを完了するまで連続して打設しなければならない。
- 9) 締め固め

コンクリートは打設中又はその直後、振動機で十分これを締め固め、コンクリートが鉄筋の周囲、型枠の隅々に行き渡るようにしなければならない。
- 10) コンクリートの継目
 - (Ⅰ) 受注者が提出し、監督員に承認・承諾されたコンクリート打設計画書に定められた継目

の位置及び構造等はこれを厳守しなければならない。

- (Ⅱ) コンクリート打継目は、原則として水平継目とし、止水板をすべて設置する。やむを得ず鉛直継目を必要とする場合は、監督員の承認・承諾を得て、止水板を入れなければならない。
- (Ⅲ) 硬化したコンクリートに新しいコンクリートを打ち継ぐときは、その打ち込み前に型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面を粗にし、緩んだ骨材、品質の悪いコンクリート、レイトランス及び雑物等を完全に除き、表面に十分な湿潤を与えなければならない。
- (Ⅳ) 次に硬化したコンクリートの面にセメントペースト又はコンクリート中のモルタルよりも富配合のモルタルを塗りつけ、直ちにコンクリートを打ち、旧コンクリートとよく密着するように施工しなければならない。
- (Ⅴ) 水平打継目では、上昇してくる分離水によって品質の悪いコンクリートにならないように特に注意しなければならない。品質の悪いコンクリートが出来たときは、その部分を取り除かなければならない。
- (Ⅵ) 施工継目に止水板を用いるときは、幅 100、厚 1.0 以上の板をコンクリート部材中央に直線状に入れ、板の継目は緊結させること。
止水板はブチルゴム系（鉄板芯材）を用いて、配筋に支障のないように位置を調整すること。

1 1) 養生

- (Ⅰ) コンクリート打設後、低温度、乾燥、荷重、衝撃等の有害な影響を受けないよう十分保護しなければならない。
- (Ⅱ) コンクリートの露出面は、むしろ、布、砂等を濡らしたもので、これを覆うか又は、散水して、常に湿潤状態に保たなければならない。
- (Ⅲ) コンクリートの養生期間は、打設後、最低 5 日間の湿潤養生を継続することとし、早期脱枠による隅部の欠損や、セパレータの振動による緩みから漏水の原因とならぬよう十分注意すること。

1 2) 表面仕上げ

- (Ⅰ) コンクリート打設後、万一乾燥収縮等によるひび割れ、欠損、豆板等の初期欠陥が生じた場合は、当該箇所を受注者の負担により補修しなければならない。
- (Ⅱ) 構造物（ステンレス板）の表面仕上げについては、監督員と協議の上、決定すること。

1 3) 建築構造物開口部の処理

- (Ⅰ) 建築構造物を管等が貫通する部分は、設計図のとおり開口を確保して、コンクリート打設後の管裾付けを基本とする。
- (Ⅱ) 管裾付けに先立って開口部の目荒しを行う。
- (Ⅲ) 管裾付け後のコンクリート又はモルタル充填にあたっては、躯体コンクリート及び管と接する部分の表面にシーリング用の切れ込みができるように型枠を置いた上でモルタル充填を粉う。このとき、十分配管周囲に行き渡るよう固めなければならない。

2.3 鉄筋

- 1) コンクリート工事に使用する鉄筋は、J I S - G - 3 1 1 2 に規定する S D 345 熱間圧延異形棒鋼を使用することを原則とする。なお、試験成績表を提出し、監督員の承認・承諾を得ること。
- 2) 鉄筋は設計図にのっとり正確に、また、材質を傷つけないように加工しなければならない。
- 3) 鉄筋の組立
 - (Ⅰ) 鉄筋は組立前に清掃し、浮きサビ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは取り除かなければならない。
 - (Ⅱ) 鉄筋の交点は鉄線、又は適当なクリップで緊結しなければならない。
 - (Ⅲ) 鉄筋と型枠との間隔はスペーサ、うま、吊金具等によって正しく保たなければならない。純かぶりについては設計図のとおりとする。
- 4) 鉄筋継手
 - (Ⅰ) 鉄筋の継手は、原則として重ね継手とする。ただし設計図に示されたもの又は監督員の指示したものについては、ガス圧接継手とする。
 - (Ⅱ) 引張鉄筋の継手は相互にずらし、同一断面に集めてはならない。
 - (Ⅲ) ガス圧接継手をする場合は、建築学会「溶接工作の基準」並びに、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接」によって行うこと。施工中は必ず抜取り試験を行う。
- 5) 鉄筋の定着長はコンクリート標準示方書に示す長さ以上とする。
- 6) やむを得ず臨時的に開口を設ける場合は、あらかじめ監督員と協議し、その位置、大きさを決め、十分な鉄筋でこれを補強しなければならない。また、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- 7) 設計図に明示がなくても、当然必要とみられる鉄筋については、受注者の負担でこれを設けなければならない。
- 8) 確認

鉄筋組立後、監督員による確認を受けなければならない。

2.4 型枠

- 1) 型枠は鋼製及び合板製とする。仕上げの種類によって最適な型枠の選定を行い、監督員の承認・承諾を受けなければならない。
- 2) 鋼製型枠パネルは J I S - A - 8 6 5 2、鋼管支柱は J I S - A - 8 6 5 1 による。
- 3) 特に指定のない場合でも、コンクリートの角に面取りができる構造としなければならない。
- 4) 型枠組立
 - (Ⅰ) 型枠は設計図に示されたコンクリートの位置、形状及び寸法に正しく一致させ、堅固で荷重、乾燥及びバイブレーターの影響によって、狂いの起こらない構造としなければならない。また、型枠は足場、遣方等の仮設物と連結させてはならない。
 - (Ⅱ) 一度使用した型枠は、再びこれを使用する前にコンクリートに接触する面をよく清掃しなければならない。
 - (Ⅲ) 型枠の内側に塗る油は、汚色を残さない鉱油又は監督員の承認・承諾を受けたものを使用し、鉄筋の配置前に塗るものとする。内部防水が剥離しないようにする。
- 5) 型枠の取外し
 - (Ⅰ) 型枠の取外しは、必ず監督員の承認・承諾を受けて行い、コンクリートに損傷を与えないように注意して取り外さなければならない。
 - (Ⅱ) 型枠の取外しとともに、防水、木コン処理、目違い処理等を行い、監督員の承認・承諾を受けなければならない。
- 6) 検査
 - (Ⅰ) 型枠は組立後、コンクリート打設前に監督員の検査を受けなければならない。

2.5 金物

- 1) 鋼材の材質は、JIS 規格又は同等品以上とし、防錆処理を施すこと。

2.6 配管

- 1) 傷などの損傷を与えないものとする。
- 2) 配管と鉄筋（躯体、管防護等）や鋼材と直に接触させないこと。接触させる場合には、ゴムシート等にて養生すること。
- 3) 使用水圧 0.75MPa、設計水圧 1.3MPa とする。
- 4) 土中埋設部のフランジ規格は 7.5kF（GF）とし、フランジ補強金具を取り付ける。
- 5) 伸縮可とう管は、ダクタイル鋳鉄製ボール形、偏心量 200mm、タイロッド付とする。
- 6) 給水管は既設管の埋設位置が不明であるため、事前に試掘して位置を把握すること。

2.7 弁類等

- 1) 傷などの損傷を与えないものとする。

2.8 特殊弁（水位調整弁）

配水池内に設置する水位調整弁は、以下の仕様とする。

1) 構造

- (1) 弁はピストン構造とし、本体部、フロート部、フロート部と本体部を連結する支柱とレバー部から構成され、フロートの浮力、重さと管内圧力を利用して、主弁に内蔵するパイロット弁の開閉制御により、自動的に水位調整を行うものとする。
- (2) 流水通過部はVカット形状で、流量特性の優れた構造とする。
- (3) 閉弁時は、パイロット弁が閉止することにより、圧力によってピストンが弁座を押し付け、水漏れが無いものとする。
- (4) フロート位置を上位、下位、またレバーを上向き、下向きにする事で水位（HWL）を広範囲に設定出来るものとする。また、設定範囲については、監督員と協議の上決定すること。

2) 製作仕様

- (1) 口径：100mm
- (2) フランジ：JIS G 5527 RF 7.5K
- (3) 設定水位：本弁管芯より 1.2m
- (4) 質量：45kg

3) 主要部材質

- (1) 本体：FC D450-10 同等以上
- (2) ピストン：CAC902 同等以上
- (3) ポート：CAC902 同等以上
- (4) シリンダー：SUS304 同等以上
- (5) ピストンパッキン：NBR 同等以上

4) 塗装

- (1) 内面：エポキシ樹脂粉体塗装 同等以上
- (2) 外面：エポキシ樹脂粉体塗装 同等以上

5) 検査

社内検査、日本水道協会検査

検査項目

- (1) 外観検査
- (2) 寸法検査
- (3) 作動検査
- (4) 水圧検査／耐圧試験 1.75MPa

(5) 水圧検査／弁漏れ試験 0.75MPa

6) 承諾図

製作に先立ち承諾図を提出し、承認を受けること。

7) 指導及び調整

使用時に係員を派遣し、試運転調整を行うこと。

2.9 土留壁工事

- 1) 配管工事の土留壁工法は、オープン掘削工法を基本とするが、現地埋設物や地盤状況から、埋設深が深く、安全面に影響があると判断される場合には、土留壁工法について監督員と協議の上、決定すること。
- 2) 工事着手前に、配置計画を立て、監督員の承認・承諾を得ること。

2.10 配水池

- 1) 配水池築造工については、別紙の配水池築造工のための特記仕様書にしたがうこと。
- 2) 支持層は玉石混じり砂礫層とし、その上部の軟弱層を碎石にて置き換えする。また、所定の仕上げ高に併せて、不陸整正の上、支持層と同等以上の強度となるように締固めをすること。
- 3) 支持層の確認では、平板載荷試験（地盤工学会基準 JGS 1831）により、設計支持力を満足することを確認すること。
試験箇所は配水池の中央部 1 箇所とし、試験数量は、基礎 1 箇所につき 1 回以上とする。
載荷条件は 130kN/m²とし、その他の試験に関する詳細については、事前に監督員の承諾を得るものとする。
試験結果が設計支持力を満足しない場合は、地盤改良等の必要な対策を講じ、監督員の承諾を得て再試験を実施するものとする。
- 4) 段階確認・施工状況立会の項目については監督員と事前に協議を実施すること。

2.11 進入路

- 1) 基礎杭の施工は大口径ボーリング工法（ロータリーボーリング工法）とする。また、施工基準については、大口径ボーリング協会発行の大口径ボーリング工法に準拠すること。
- 2) 基礎杭の施工にかかる道路の交通規制については、関係機関・周辺住民の交通に支障がないように十分配慮すること。
- 3) 既設の水路横断用コンクリート板との干渉を避けるため、コンクリート板の所有者には、工事計画について事前に説明を実施すること。
- 4) 進入路部の水路に対して、工事施工中に破損や損傷、水路への落下物等の事故が発生しないように必要な処置を施すこと。なお、万一事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告し、受注者の責任をもって復旧及び補償等を行うこと。

美佐野加圧ポンプ場更新工事

〔 機械設備 〕

特記仕様書

目 次

第1章	総 則	1
第1節	一般事項	1
第2章	場 機械設備	2
第1節	送配水ポンプ設備	2
第3章	雑 則（その他）	4

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 適用範囲

本特記仕様書（以下仕様書と略す）は、美佐野加圧ポンプ場更新工事に適用する。ただし、当該工事の内容に関する設計図書に記載されている事項が本仕様書と相違がある場合は、すべて工事請負契約約款による。

なお、本仕様書および設計図書に明記なきものは一般監督員または総括監督員（以下監督員）の承認を得るものとする。

第2章 美佐野加圧ポンプ場 機械設備

第1節 加圧ポンプ設備

1. 概要

本設備は美佐野加圧配水区域に給水する為の給水ユニット、配管・弁類設備である。

2. 設備仕様

1) 送配水ポンプ

形式	推定末端圧力一定給水ユニット	
数量	1台	
運転方式	インバータ方式 (3台ローテーション・3台並列運転)	
口径	40mm (参考値)	
吐出力	約0.08～0.58m ³ /min	
全揚程	約53m	
電動機出力	3φ200V×60Hz×(3.7kW×3台) ※トップランナーモータ	
主要部材質	ケーシング	: SUS304
	羽根車	: SUS304
	主軸	: SUS304
機器構成	ステンレス製多段渦巻ポンプ	3台
	圧力タンク	1基
	制御盤	1面
	フローズイッチ	1式
	仕切弁	1式
	圧力センサ	1式
	逆止弁	1式
	ユニットベース	1式
	凍結防止ヒータ	1式
	その他必要なもの	1式

3) 弁類

形 式	:	外ねじ式仕切弁及び外ねじ式ソフトシール仕切弁
口 径	:	40A、80A
フランジ	:	JIS10K 及びJIS7.5K(JWWA)
材 質	:	SCS

形 式	:	スイング式逆止弁
口 径	:	80A
フランジ	:	JIS10K
材 質	:	SCS

4) 配管材料

材 料	:	配管用ステンレス鋼管 (SUS304 Sch20)
口 径	:	40A、80A
数 量	:	1 式

※上記配管、弁に伴うサポートも本工事とする。

5) その他

機械基礎及びシンダーコンクリート(一部電気設備部分を除く)は本工事で行うものとする。
必要に応じてフランジ接合材を絶縁とすること。

第3章 雑 則（その他）

1. 本工事の受注業者は、監督の指示のもとに細部にわたり、良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付に当り、運転に際しいささかも支障を生じないようにすること。
2. 本工事の基礎、床盤内外その他のモルタル工事は、確実にし、かつ工事の疵跡を残さないよう美しく仕上げること。
3. 設備の現場据付、調整に必要な材料及び油等は、すべて受注者にて負担するものとする。
4. 各機器の付属品は、本仕様に明記なくとも運転、保守上当然必要なものは納入すること。
5. 本仕様書のうち、各機器に付属する電動機容量は、参考値として示したものであるから、製作設計の際十分検討して、適正な値をとること。

美佐野加圧ポンプ場更新工事

〔 電気設備 〕

特記仕様書

目 次

第 1 章	共通仕様	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 章	電気設備機器仕様	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3 章	電気設備工事仕様	・ ・ ・ ・ ・	5
第 4 章	運転操作方案	・ ・ ・ ・ ・	6
第 5 章	入出力項目表	・ ・ ・ ・ ・	7

第 1 章 共通仕様

第 1 節 一般事項

この仕様書は、御嵩町（以下「発注者」という）が発注する「美佐野加圧ポンプ場更新工事」の電気工事に適用するものとする。

第 2 節 工事施工

本工事は可能なかぎり無停電で行わなければならない。ただし、停電作業が必要となる場合は、両配水場とも夜間 4 時間程度とする。ただし、この運転に必要な経費、燃料費等はすべて受注者の責任で行わなければならない。また、停電作業をやむなく行う場合は監督員に詳細な工事工程表を提出し承諾を受けたあとでなければならない。

第2章 電気設備機器仕様

1. 設備機器

<美佐野加圧ポンプ場>

1) 計装テレメータ盤	1 面
2) テレメータ送信装置機能増設	1 式
3) 収納盤	1 面
4) ポンプ井水位計	1 組
5) 配水流量計	1 組
6) U P S	1 台

<中央>

7) テレメータ受信装置機能増設	1 式
8) 監視装置機能増設	1 式

2. 機器仕様

<美佐野加圧ポンプ場>

1) 計装テレメータ盤

数 量	1 面
形 式	屋内鋼板製自立形（正面扉）
寸 法	W700×H1900×D600 程度
盤面取付機器	
	名称銘板 1 式
	用途銘板 1 式
	集合表示灯 1 式
	縦形指示計 2 台
	積算カウンタ 1 台
	切換スイッチ 2 個
	照光式押釦スイッチ 2 個
	押釦スイッチ 1 個
	発電機接続コンセント 1 式
	その他必要なもの 1 式

盤内収納機器

	配線用遮断器 1 式
	漏電用遮断器 1 式
	双投電磁接触器 1 台
	電源アレスタ（200V用） 1 個
	電源アレスタ（100V用） 1 個
	信号用アレスタ 1 個
	警報設定器 3 台
	アナログパルス変換器 1 台
	パルスアイソレータ 1 台
	補助継電器類 1 式
	テレメータ送信装置取付スペース 1 式
	盤内灯 1 式
	スペースヒータ 1 式
	コンセント 1 式
	その他必要なもの 1 式

2) テレメータ送信装置機能増設

内 容	①監視項目追加に伴う機能増設		
	・ベースユニット取替 ・アナログモジュール追加 ・パルスモジュール追加 ・その他必要な機能増設		
注 記	既設テレメータ送信装置で利用可能なものは移設すること。 既設盤から装置を取外し、新盤に機能増設した装置を取付ける際、水運用に支障を来さないように実施すること。		
3) 収納盤			
数 量	1 面		
形 式	屋内鋼板製壁掛形		
寸 法	W700×H1900×D600 程度		
盤内収納機器			
	2口コンセント		1 式
	光成端箱取付スペース		1 式
	光回線終端装置取付スペース		1 式
	ルータ取付スペース		1 式
	その他必要なもの		1 式
4) ポンプ井水位計			
数 量	1 台		
形 式	投込式水位伝送器 (2線式)		
測定範囲	打合せによる		
出力信号	DC4-20mA		
主要部材質	検出部 : SUS316 ダイヤフラム : SUS316L ハウジング : アルミニウム合金		
構 造	検出部 : IP68相当 ハウジング : IP43相当		
取 付	フランジ取付		
指 示 計	ハウジングに内蔵 (アナログ実目盛)		
アレスタ	信号出力回路に内蔵		
付 属 品	中空ケーブル その他必要なもの		
5) 配水流量計			
数 量	1 組		
形 式	電磁流量計		
口 径	80mm		
フランジ	JIS10KF		
測定範囲	打合せによる		
付 属 品	専用ケーブル その他必要なもの		
<検出器>			
主要部材質	本体 : 炭素鋼 ライニング : ポリウレタンゴム 電極 : SUS316L アースリング : SUS316		
保護等級	IP67 相当		
<変換器>			
電 源	AC100V60Hz		
出力信号	DC4-20mA		
主要部材質	ケース : アルミニウム合金		

保護等級	IP67 相当
アレスタ	電源回路、電流出力信号回路に内蔵

6) UPS

数 量	1 台
形 式	縦置き
出力容量	1kVA
給電方式	商用同期常時インバータ給電方式
入 力	AC100V60Hz
出 力	AC100V60Hz
バックアップ 時間	10分(600W), 6分(800W)
付 属 品	接点ポート その他必要なもの

<中央>

7) テレメータ受信装置機能増設

内 容	①監視項目追加に伴う機能増設 ②その他必要な機能増設
-----	-------------------------------

8) 監視装置機能増設

内 容	①監視項目追加に伴う画面、帳票、信号登録等の変更 ②上記に伴うクラウド監視の機能増設 ③その他必要な機能増設
-----	--

3. 注記

中央監視システム上で、機器の機能増設及び取替作業による帳票データ欠損が生じた場合、データ打ち込みによる修復作業を行うこと。（既設他機場も監視を行っている稼働中のシステムに支障を与えないよう十分注意すること。）

※クラウド監視装置の確認を含め、既設調査を十分行った上で、既設品製造会社の試験調整員立会のもと実施すること。

既設中央監視装置製造業者：東芝（TOSWACS-V）

第3章 電気設備工事仕様

第1節 概要

本工事は、加圧ポンプ場更新に伴い、電気設備を工事するものである。

第2節 設備機器

本工事に含まれる設備機器は以下のとおりである。

1. 計装テレメータ盤		1 面
2. 収納盤	1 面	
3. ポンプ井水位計	1 組	
4. 配水流量計		1 組
5. U P S	1 台	

第3節 機能増設

本工事に含まれる機能増設は以下のとおりである。

1. テレメータ送信装置機能増設	1 式
2. テレメータ受信装置機能増設	1 式
3. 監視装置機能増設	1 式

第4節 移設機器

本工事に含まれる移設機器は以下のとおりである。

1. テレメータ送信装置

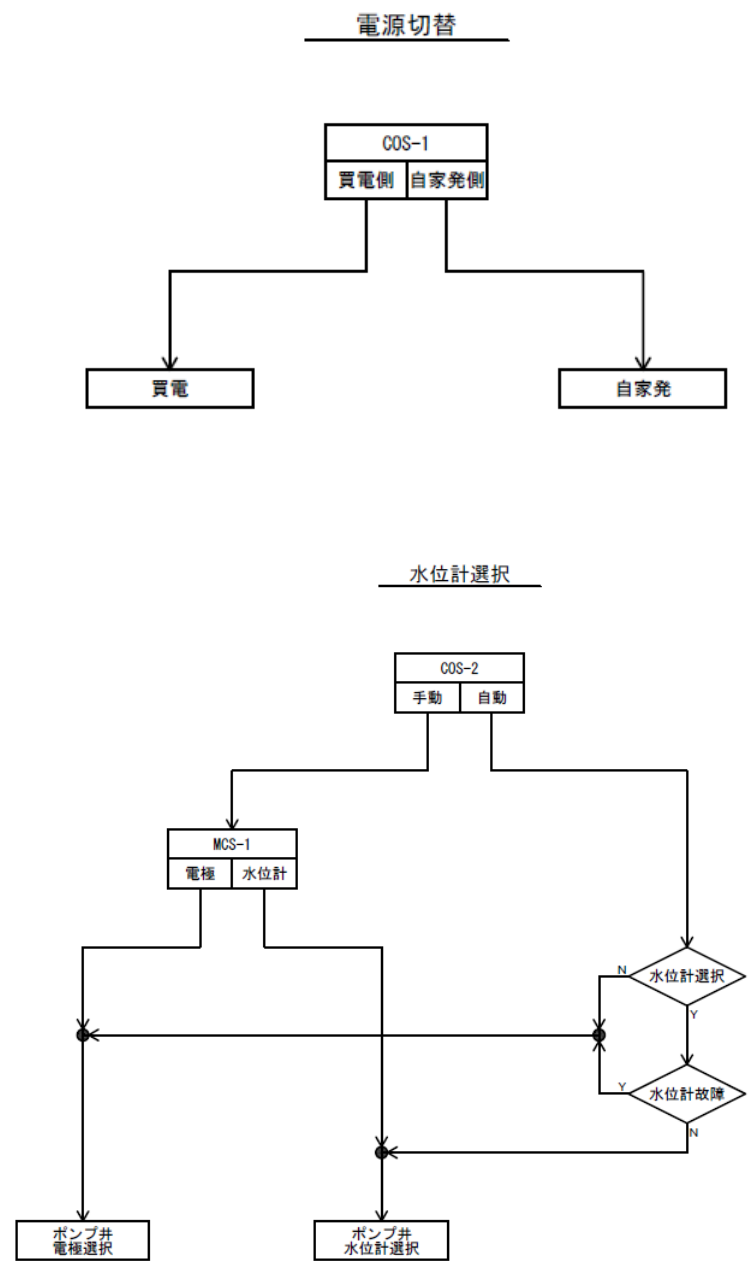
第5節 電気設備工事

本工事に含まれる本設工事は以下のとおりである。

1. 工事内容
 - 1) 第2節に記載の機器の製作、据付工事
 - 2) 第3節に記載の機能増設工事
 - 4) 第4節に記載の機器の移設
 - 5) 電気配線工事（埋設電線管路の土工事を含む）
 - 6) 撤去品の運搬処分
 - 7) 試運転調整
 - 8) 各種申請工事（中部電力など）
 - 9) その他必要な諸工事

第 4 章 運転操作方案

対象設備の運転方案を次頁より示す。



第5章 入出力項目表

監視制御設備の入出力項目を次頁より示す。

入出力項目

信号名称	AI/AO	PI/PO	DI/DO
ポンプ井水位	1		
配水流量	1		
配水流量積算		1	
水位計選択電極			1
ポンプ井水位異常高			1
ポンプ井水位異常低			1
1号加圧ポンプ運転			1
1号加圧ポンプ故障			1
2号加圧ポンプ運転			1
2号加圧ポンプ故障			1
3号加圧ポンプ運転			1
3号加圧ポンプ故障			1
動力電源停電			1
照明電源停電			1
UPS故障			1
動力主幹MCCBトリップ			1
照明主幹MCCBトリップ			1
UPS一次MCCBトリップ			1
UPS二次MCCBトリップ			1
水位計自動			1
水位計故障			1
合計	2	1	18

(別記)

個人情報取扱特記事項（特記仕様書）

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約により受託した業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、御嵩町個人情報保護法施行条例（令和5年御嵩町条例第1号）及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年御嵩町条例第13号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第2条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第3条 受注者は、本業務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第4条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、本業務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第6条 受注者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、本業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

（電磁的記録媒体の保管）

第8条 受注者は、本業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒

体」という。)を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第9条 受注者は、電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者が本業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、本業務に、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)を取り扱う業務が含まれる場合は、当該業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、当該業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業員に対して、本業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、本業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第10条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく本業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、本業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第17条 受注者は、本業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、本業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、個人情報を記録した媒体(電磁的記録媒体含む。)の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第18条 発注者は、受注者が本特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

特 記 仕 様 書

1. 妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

2. 入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

3. その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

4. 誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成２２年１１月２２日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。